

プロジェクト ASAF 対応

項目 IFRS 第 3 号「企業結合」の適用後レビュー

**本資料の目的**

1. 本資料は、2014 年 9 月の ASAF 会議で予定されている IFRS 第 3 号「企業結合」の適用後レビュー (PiR) に関する議論について、委員の方からご意見をいただくために、資料と発言案をまとめたものである。
2. ASAF 会議では、冒頭、以下について、各資料作成者から資料の説明がされた上で、その後、IASB が取るべき措置などについて ASAF メンバーによる意見交換が行われることが予定されている。

(ASAF 会議における資料)

No	内容	資料作成者	参照先
3A	「無形資産とその償却に関する投資家の見解」 － 英国財務報告評議会 (FRC) スタッフリサーチプロジェクト	FRC	別添 参考資料 1
3B	「のれんはなお償却しなくてよいか」 － ASBJ、欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) 及びイタリア会計基準設定主体 (OIC) リサーチグループペーパー	ASBJ EFRAG OIC	別添 参考資料 2
3C	基準書第 141 号 (改訂)「企業結合」及び企業結合後ののれんの会計処理に関する FASB の活動 － ASAF 向けのアップデート	FASB	本資料中 参考資料 3
3D	IFRS 第 3 号「企業結合」の適用後レビュー － IASB による PiR に関する近況報告	IASB スタッフ	本資料中 参考資料 4

3. 以下において、最近の動向及びそれぞれの資料の概要について、要点のみ記載させていただく (詳細については、別添又は参考資料を参照)。

## 企業結合の会計基準に関する最近の動向

4. IASBは、2013年7月から、IFRS第3号のPiRに関する第1フェーズを開始しており、この結果を踏まえ2014年1月30日に情報要請(RfI)が公表されている(コメント期限:2014年5月30日)。2014年9月のIASBのボード会議では、RfIに寄せられたコメントレターの要約が提示される予定である。



5. こうした動向と並行して、各国基準設定主体からも、企業結合会計に関する報告書等が公表されている。
6. 具体的には、2014年4月に英国財務報告評議会(FRC)からリサーチ・ペーパー「無形資産とその償却に関する投資家の見解」(別添 参考資料1 参照)が公表されている。本ペーパーでは、投資者に対する調査の結果、回答者の過半数がIAS第38号の要求事項とは異なる形で会計処理を行うべきという回答が示された旨が紹介されている。特に、多くの投資者から、次のような見解が示された。
- (1) 「減耗する(wasting)」無形資産(周波数の割当や特許)については、有限の利用可能な期間を有する資産として別個に識別し、認識すべきである。
  - (2) 「企業内部で置き換えられる(organically replaced)」無形資産(顧客リストやブランド)については、別個に認識することが困難、信頼性をもって利用可能な期間を信頼性をもって見積ることが困難、乃至、事業全体から切り離された将来の経済的便益の源として捉えることが困難といった理由から、のれんから切り離して認識すべきでない。
  - (3) 減耗する無形資産については償却を行う一方、企業内部で置き換えられる無形資産については、償却を行うことなく、年次減損レビューの対象とする方法(回答者の33%)、すべての無形資産について償却を行わず、年次減損レビューを行う方法(回答者の26%)等が提案された。
7. また、ASBJ、EFRAG及びOICからは2014年7月にディスカッション・ペーパー「のれんはなお償却しなくてよいか」が公表されている(別添 参考資料2 参照)。
8. さらに、米国では、2013年5月にFASBの監視機関である財務会計財団(FAF)が

基準書第 141 号 (改訂)「企業結合」の PiR を完了し、報告書を公表している。PiR で寄せられたコメントを踏まえ、FASB は解釈の明確化等に着手している。また、非公開会社向けの会計基準については、のれんの会計処理について見直しが行われたほか、無形資産についても検討が行われている。さらに、FASB は、のれんの取扱いについても検討を開始しており、これまでの審議では、IASB から PiR の結果が提供された後、今後の方向性について審議を行うことが確認されている (本資料中 参考資料 3 参照)。

9. また、IASB による PiR の過程では、主に次の点について関係者から指摘がされている。
- (1) 事業の定義
  - (2) 公正価値測定
  - (3) 無形資産をのれんと区分して認識すること
  - (4) のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の非償却
  - (5) 段階取得及び支配の喪失
10. 特に、のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の非償却の取扱いについては、IASB による情報提供の要請に対して、利用者からは、次のように、これを有用とする見解と有用と考えないとする見解の双方が示されている。

有用であるという見解	有用ではないという見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ のれんの非償却は業績指標 (performance measures、例えば「投資利益率」) を計算するのに有用であり、また、スチュワードシップを評価することにも用いることができる。</li> <li>・ 経営者が過大に支払ったかどうかや取得が成功であったかを理解することが可能となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 減損テストは有効ではない。減損損失は早期には認識されない。マーケットは減損テストの結果を無視している。</li> </ul>

11. なお、IASB のスタッフが、企業結合会計に関して公表されている 28 の学術論文をレビューした結果、次のとおり、のれんに及び他の無形資産に関する現行の要求を支持する証拠が得られたとされている。
- (1) IFRS 第 3 号に従って認識されるのれん及び他の無形資産の金額は、正の相関

関係がある（情報は投資家にとって有用である）。

- (2) のれんの減損損失と株価には、重要な負の相関関係がある（つまり、減損損失は目的適合的な情報を提供している。）。

## ASAF メンバーに対する質問

12. ASAF 会議では、上記を踏まえ、3A から 3D について質疑応答や意見交換が行われるほか、次の点について議論がされることが予定されている。

### 主要な論点

- (1) PiR の結果、IASB がアジェンダ設定プロセスの一部として考慮すべき最も重要で緊急の論点は何か。
- (2) IASB は、これらの論点（例えば、無形資産）を IFRS 第 3 号の関係だけ（例えば、企業結合で取得した無形資産に限定する）で検討すべきか、または、より幅広いプロジェクト（例えば、すべての無形資産を対象とする）で検討すべきか。
- (3) 多くの学術論文は、概ね、のれんの現行の要求事項を支持している。しかし、RfI への回答者の多くは減損テストを有効ではないと回答している。IASB は、この矛盾した結果をどのように対処すべきか。

### 今後の方向性

- (4) 以前の会議において、米国会計基準とのコンバージェンスを維持することが重要という見解が示されたが、この点についてどう考えるか。
- (5) 今後の方向性についてのコメントや提案があるか。

## ASAF 会議における発言（案）

13. ASAF 会議（2014 年 9 月）において、主について発言することを予定している。

### IASBによるPiRとそれを踏まえた対応について

#### （優先すべき論点）

- (1) ASBJ は、IASB からの情報提供の要請に回答するため、IFRS 第 3 号や米国会計基準の適用経験について、多くの財務諸表利用者、作成者、監査人と一対一の面談や円卓会議を実施した。我が国における適用経験を踏まえると、我々は、IASB が次の点に焦点を当てて今後検討を行っていくことを提案する。
- ① のれんの償却を再導入すべきか否か（この点、大多数の回答者から、償却及び減損アプローチを維持することに支持が示されていた。）

- ② 無形資産の識別に関する基準を改訂すべきか(この点、多くの作成者から、無形資産の識別について十分な信頼性をもった測定が行われていない可能性がある旨が指摘されていた。)
- ③ 段階取得及び支配の喪失について見直しをすべきか(この点、多くの利用者から、持分の取得や売却時における利得または損失を分析上、除外しているというコメントが示されていた。)

**(無形資産の識別)**

- (2) のれん及び無形資産については、IFRS 第3号の関係だけで検討するのではなく、次の点を含め、幅広いプロジェクトで検討すべきであると考えられる。
  - のれんを償却すべきとした場合、耐用年数が確定できない無形資産について償却を行わない取扱いを維持すべきかどうか。
  - 開発費の資産計上の是非及び要件について見直しを行うべきかどうか

**(学術論文との矛盾)**

- (3) ASBJ が学術論文や報告書について限定的なレビューを実施した結果、企業結合において取得したのれんについて償却することを支持する論文が多くあった。また、のれんに関する現行の要求事項を支持する報告書は、利用者がフリー・キャッシュ・フローに着目して分析を行っていることを前提としたものであったと認識している。

**(米国会計基準とのコンバージェンス)**

- (4) 米国会計基準とのコンバージェンスについては、これを維持することが重要と考えている。

**各資料に関する質疑応答と意見交換について**

**(FRCによる無形資産に関する報告書)**

- (1) 我々は、FRCによる無形資産に関する調査を歓迎する。我々が、これまでに我が国の利害関係者と議論した中では、本調査報告書で示されたような「減耗する(wasting)無形資産」と「企業内部で置き換わる(organically replaced)無形資産」に区分した検討はされていない。
- (2) しかし、仮にのれんの会計処理について一定の年数にわたる償却を行うこととする場合、耐用年数が確定しない無形資産の取扱いについてもこれと整合性を図るべきかのほか、無形資産の識別規準についても、少なくとも、再度検討を行うべきと考えている。

**(ASBJ、EFRAG、OICによるのれんの会計処理に関する報告書)**

- (3) 特になし（我が国関係者から寄せられたフィードバックについては、資料作成者の立場から説明を予定。）

（FASB による企業結合会計基準に関する近況報告）

- (4) 我々は、企業結合に関する会計基準について、IASB と FASB の間でコンバージェンスが維持されることが重要と考えている。このため、IASB 及び FASB がのれんの会計処理や関連する論点について見直しを行う場合、両者が緊密に作業を行うことを期待している。

ディスカッション・ポイント

上記の ASAF 会議における発言案について、ご意見を頂きたい。

以 上

## 基準書第 141 号 (改訂)「企業結合」及び企業結合後ののれんの会計処理に関するFASBの活動

### このメモの目的

1. このペーパーは、FASB の次の活動についてアップデートを提供するものである。
  - (1) 基準書第 141 号 (2007 年改訂) (FAS141R)「企業結合」の適用後レビュー (PiR) の結果
  - (2) FAS141R に対する FASB の対応
  - (3) のれんの事後測定に対する非公開会社評議会 (PCC) の代替的会計処理
  - (4) 公開企業及び非営利組織に対するのれんの事後測定に関する FASB のプロジェクト

### FAS141R の PiR

2. 2013 年 5 月、FASB の監視機関である財務会計財団 (FAF) は、2013 年 5 月に FAS141R の PiR を完了した。
3. PiR チームは、調査及び様々な利害関係者に対するアウトリーチを通じて次の結論に達した。
  - (1) FAS141R は企業結合会計のパーチェス法に関連する論点の一部を解決したが、一部の企業結合会計に関する重要な実務上の課題は未解決のままである。
  - (2) 原則および要求事項は概ね理解可能でありかつ意図したとおり適用可能である。ただし、次の要求事項は、利害関係者、特に小中規模の企業の作成者にとって最も適用が困難である。
    - ① 基準書第 157 号「公正価値測定」(FAS157) に従った公正価値を用いた取得した資産及び引き受けた負債の測定
    - ② 偶発対価の公正価値測定
    - ③ 取引が企業結合か資産の購入かの決定
  - (3) 投資家は適用の結果としてもたらされる情報を概ね有用であると考えている。しかし、一部のレビューへの参加者は、次の事項について企業結合に対して報告される情報の信頼性又は意思決定有用性に疑問を有している。

- ① 公正価値で測定が困難な資産及び負債を含めること
  - ② 割安購入からもたらされる情報
  - ③ 実質的には、資産の購入である可能性
- (4) FAS141R は、FASB が想定していたより企業結合の会計処理に関して複雑性とコストをもたらした。複雑性の多くは、FAS157 の適用に関連する。このコストは、財務諸表の作成者及び監査人が行う外部専門家の評価に関連する。

## FAS141R に対する FASB の対応

4. PiR への対応として、FASB は、次の関連するプロジェクトに焦点を当てた。
- (1) 事業の定義の明確化
  - (2) 企業結合で取得した分離して識別可能な無形資産に関連する PCC プロジェクト
  - (3) EITF 第 12-F 号「プッシュダウン会計」
  - (4) 金融商品（取得時に信用損失の期待を有する購入した金融資産）の会計－減損
5. また、企業結合で取得した資産及び負債の測定に関する FAS157 の適用についての懸念を受けて、FAS157 の適用レビューを開始し、2014 年 2 月に完了した。FAS157 の適用レビューの結果、概ね目的を達成しているとの結論に達した。FAS157 の PiR は次のように結論づけている。
- (1) FAS157 からもたらされる情報は、概ね投資家に意思決定に有用な情報を提供している。最も有用な情報は、公正価値測定に用いられたインプットと評価技法に関する記述であると考えられる。
  - (2) 一部の要求事項は依然として適用が困難であり、この困難は次の事項に関連している。
    - ① 評価にあたって多くの判断が求められる。
    - ② 企業間で測定や開示についてばらつきがある。
    - ③ リソースに制約がある。
  - (3) 利害関係者の一部は FAS157 の導入によって財務報告及び実務上の運用に与える変化が大きかったと考えている。しかし、PiR チームは、このような変化は、規制や経済環境の変化でも生じ、また、2008 年のグローバルな金融危機によ



っても増幅された可能性があると考えている。

- (4) 利害関係者の一部は FAS157 の要求事項に従う継続的なコストは多大であると考えている。
- (5) 概ね、FAS157 は、根本的な問題を十分に解消しており、利用者の意思決定に有用な情報を提供しているため、期待された便益を達成している。

### のれんに関する非公開会社評議会（PCC）の代替的会計処理

6. FASB は、非公開会社の市場関係者からのれんの事後の会計処理の便益とコストに関する懸念を受けて、2014 年に ASU 2014-2「無形資産—のれん及びその他（Topic 350）：のれんの会計処理」を公表した。
7. この基準において、非公開企業は、のれんの事後の会計処理と関連する開示について、代替的会計処理を選択適用することができることとした。代替的会計処理を選択した場合、のれんを 10 年間（ないし一定の状況ではそれ以下の年数）で償却し、かつ、簡素化された減損モデル（年次の減損テストは不要である。また、企業レベル又は報告単位レベルで減損テストをすることを選択することができる。）を適用する。

### 公開企業及び非営利組織に対するのれんに関する代替的会計処理

8. FASB は、2013 年 11 月 25 日に、公開企業や非営利組織へのれんの会計処理を検討するよう「のれんの会計処理」をアジェンダに追加した。

#### 代替案

9. FASB は、のれんの事後測定に関して次の代替案の検討を行っている。
  - (1) のれんの償却—予想される耐用年数（一定年数を超えない）にわたりのれんを償却し、減損の兆候が発生した場合に簡素化された減損テストを行う。
  - (2) 直接償却—取得日に資本又は純損益のいずれかでのれんを直接償却する。
  - (3) 簡素化された減損テスト—償却せずに、減損テストを簡素化する。例えば、1 ステップの減損テストや、報告単位レベルよりも大きなレベルでの減損のテストを行う。

#### アウトリーチの要約

10. FASB スタッフは、企業結合後ののれんの会計処理について、財務諸表利用者、作成者、監査人、基準設定主体（IASB 及び ASBJ を含む）に対して多くのアウトリーチを実施した。

11. 多くの作成者は、のれんの減損テストのコストと複雑性に対して懸念を示した。しかし、作成者は、減損テストモデルかその他のモデル（例えば、償却又は直接償却）のいずれを支持するかについては、異なる見解を有している。作成者の一部は、のれんの償却を支持している。理由は主に、コストと複雑性が減少するためであり、財務諸表利用者へより改善された情報を提供すると考えているためではない。
12. スタッフが話した公開会社の財務諸表利用者の全てが、のれんの償却は目的適的な情報を提供しないと語り、のれんの償却額を利益へ調整していることを示唆した。また、直接償却もまた目的適的な情報を提供しないが、利用者の一部は、毎期企業の報告を調整する必要がないことから、償却より直接償却の考えを受け入れ可能であった。
13. 一部の利用者、特に融資者は、のれんの事後測定モデルに関心がないが、多くの利用者、特に信用格付け会社やエクイティ・アナリストは、減損損失は定性的な観点から目的適的な情報を提供していると述べた。

#### ステータス

14. 2014年3月26日のボード会議において、FASB スタッフは、企業結合後ののれんの会計処理について調査とアウトリーチの結果をFASBに報告した。FASBは会議において意思決定を行わなかった。複数のFASBのメンバーは、GAAPの改善を行うかどうかを決定する前に、IFRS第3号のIASBのPiRの結果を理解することに関心を示した。FASBは、スタッフにIASBのPiRの状況をモニターすることを指示した。FASBスタッフは、IASBがPiRの結果について情報を提供した後、FASBとプロジェクトについて協議することを予定している。

以 上

### IASBによるPiRに関する近況報告

1. IASB スタッフが作成した IASB による PiR に関する近況報告の資料（以下「本アジェンダ・ペーパー」という。）において、次の内容が記載されている。
  - (1) IFRS 第 3 号「企業結合」の適用後レビューに関する現在のステータス
  - (2) コメントレター及びアウトリーチから判明した主要な課題
  - (3) 次のステップ
  - (4) ASAF メンバーに対する質問

#### **IFRS 第 3 号「企業結合」の適用後レビューに関する現在のステータス**

2. 情報要請 (RfI) を 2014 年 1 月 30 日に公表し、2014 年 5 月 30 日にコメントが締め切られている。
3. 2014 年 9 月の IASB 会議において、寄せられたコメントレターの要約が提示される予定である。

#### **コメントレター及びアウトリーチから判明した主要な課題**

4. 本アジェンダ・ペーパーでは、次の項目について、コメントレター及びアウトリーチから判明した主要な課題が提示されている。
  - (1) 事業の定義
  - (2) 公正価値測定
  - (3) 無形資産をのれんと区分して認識すること
  - (4) のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の非償却
  - (5) 学術論文のレビュー
  - (6) 段階取得及び支配の喪失
5. 本アジェンダ・ペーパーではコメントレター及びアウトリーチから判明した主要な課題を次のように要約している。

分野等	主要な課題
事業の定義	(1) 事業の定義については、主に次の点が主要な課題である。

分野等	主要な課題
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業の定義が幅広い。特に、「可能」(capable) という用語。</li> <li>● 事業ではないということに関して、ガイダンスが限られている。</li> <li>● 事業の定義に関する不確実性の多くは、「プロセス」の検討から生じている。</li> <li>● 特に特定の業種（例えば、不動産、船舶、石油及びガス、医薬品）では、（事業であるか事業ではないかの）評価が困難である。</li> <li>● 資産の取得か企業結合かによる現行の次のような会計処理の相違をなくすべきである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 繰延税金資産及び負債</li> <li>- 取得関連コスト</li> <li>- 条件付対価</li> <li>- 偶発負債</li> </ul> </li> </ul>
公正価値測定	<p>(2) 評価に関する最も大きな課題は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 無形資産の識別と測定。特に次の資産。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 非契約の無形資産</li> <li>- 活発な市場のない無形資産</li> <li>- 開発の初期段階の無形資産</li> </ul> </li> <li>● 偶発負債 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 成果の不確実性による。実務では多くの異なる評価アプローチが使用されている。</li> </ul> </li> <li>● 偶発対価 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 契約の複雑性と不確実性による。これは特に医薬品業界において関連性がある。</li> </ul> </li> </ul>
無形資産をのれ	(3) 有用性に関する利用者の見解は次のとおりさまざまであ

分野等	主要な課題
<p>んと区分して認識すること</p>	<p>った。</p> <p>① 有用であるとする利用者は次の理由を挙げた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 会社が別の会社を購入した理由についての洞察が得られる。</li> <li>● 被取得企業から生じる将来キャッシュ・フローの情報が得られる。</li> <li>● 被取得事業の構成要素を理解するのに役立つ。</li> </ul> <p>② 有用ではないとする利用者は次の理由を挙げた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ブランドや顧客関係等の無形資産の評価は主観性が高い。これらの無形資産は市場がある場合にのみ認識すべきである。</li> <li>● これらの無形資産の償却は二重計上であると思われる。企業結合後は、償却と継続的な維持費用が計上される結果となる。</li> <li>● 経営者は、取得した資産及び引き受けた負債を個々に評価しているのではなく、事業を全体として評価をしている。</li> </ul>
<p>のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の非償却</p>	<p>(4) 有用性に関する利用者の見解は次のとおりさまざまであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● のれんの非償却は、業績指標（performance measures、例えば「投資利益率」）を計算するのに有用であり、また、スチュワードシップを評価することにも用いることができる。</li> <li>● 経営者が過大に支払ったかどうかや取得が成功であったかを理解することが可能となる。</li> <li>● 減損テストは有効ではない。減損損失は早期には認識されない。マーケットは減損テストの結果を無視している。</li> </ul> <p>(5) 課題については次の事項が挙げられた。</p>

分野等	主要な課題
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 減損テストはコストがかかり複雑である。</li> <li>● 減損テストに用いられる仮定が主観的で楽観的すぎる。</li> <li>● 購入のれんは、自己創設のれんにより裏付けられているかもしれない（つまり、これら2つのキャッシュ・フローを分けることは困難である。）。</li> </ul>
<p>学術論文のレビュー</p>	<p>(6) IASBのスタッフは、企業結合会計に関して、公表されている28の学術論文をレビューした。</p> <p>(7) レビューの結果、概ね、のれんに及び他の無形資産に関する現行の要求を支持する証拠が得られた。</p> <p>(8) 特に、次の事項を示している学術論文が複数あった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● IFRS第3号に従って認識されるのれん及び他の無形資産の金額は、正の相関関係がある（情報は投資家にとって有用である）。</li> <li>● のれんの減損損失と株価は重要な負の相関関係がある（つまり、減損損失は目的適合的な情報を提供している。）。</li> <li>● 管理者は、のれん及び減損損失の認識にあたって、裁量を用いている。一部の研究では、減損の認識にあたって、利益操作、利益の平準化、タイムリーに認識されないことを指摘している。</li> <li>● 減損関連の開示は利用者にとって重要である。しかし、改善の余地がある。</li> </ul>
<p>段階取得及び支配の喪失</p>	<p>(9) 有用性の観点から、次の理由により、以前に保有していた資本持分を取得日の公正価値で再測定すべきではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 以前に保有していた又は残存持分の再測定に係る利得又は損失は、企業の業績の一部ではない非経常的な項目である。</li> <li>● 各関係者に支払ったコストが経営者のスチュワード</li> </ul>

分野等	主要な課題
	<p>シップの評価に有用である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 取得企業が多く支払えば支払うほど、再測定に関する利得が大きくなる。</li> <li>● 株式の大量購入の単価と、支配を獲得するために必要な少量の株式の単価とは異なる。以前に保有していた非支配持分を公開で取引されている少量の株を取得するために支払われた株価で再測定すべきではない。</li> </ul> <p>(10) 再測定に係る利得又は損失は OCI に認識すべきである。</p>

### 次のステップ

6. 本アジェンダ・ペーパーでは、次のステップとしては、次の事項が予定されていると記載されている。

- 次の事項を IASB に提示する予定である。
  - 寄せられたコメントの分析
  - IFRS 第 3 号の学術論文のレビュー
  - IASB の発見事項と財務会計財団 (FAF) の発見事項の比較
- 発見事項と IASB の対応を公表
- FASB/FAF スタッフと協議及び発見事項の比較

以 上